

奈良市公報

号外第25号

平成23年12月22日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

規 則

- 奈良市行政組織規則の一部を改正する規則…………… 1
- 奈良市会計規則の一部を改正する規則…………… 1
- 奈良市あき地の適正管理に関する条例施行規則…………… 2
- 奈良市あき地の適正管理に関する条例の施行期日を定める規則…………… 5

告 示

- 開発行為に関する工事の完了…………… 5
- 放置自転車等の保管（2件）…………… 5
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 6
- 開発行為に関する工事の完了…………… 6
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 7
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の変更の届出…………… 7
- 放置自転車等の保管…………… 7
- 奈良市ガバナンス監視委員会設置要綱…………… 7
- 放置自転車等の保管…………… 8
- 介護保険法の規定による地域密着型サービス事業者の指定…………… 8
- 開発行為に関する工事の完了…………… 8
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 8

訓 令 甲

- 奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令…………… 9

監 査

- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知…………… 9

教 育 委 員 会

- 臨時教育委員会の開催…………… 9

農 業 委 員 会

- 農業委員会長の選任…………… 9
- 農業委員会副会長の選任…………… 9
- 農地部会及び農政部会の部会委員の互選…………… 10
- 農地部会長及び農政部会長の選任…………… 10
- 農地副部会長及び農政副部会長の選任…………… 10

災 害 対 策 本 部

- 奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示…………… 10

正 誤

- 正誤表…………… 11

規 則

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布

する。

平成23年7月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第52号

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則
奈良市行政組織規則（平成14年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。
第19条第4号中「下水道受益者負担金」の次に「、農業集落排水事業分担金」を加える。

附 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

（平成23年7月28日揭示済）

奈良市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年7月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第53号

奈良市会計規則の一部を改正する規則
奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）の一部を次のように改正する。
第23条第1項中「総務部長」を「総合政策部長」に改める。

別表第1 債権整理課の項中「及び下水道受益者負担金」を「、下水道受益者負担金及び農業集落排水事業分担金」に改め、同表市民サービスセンターの項中「、主任及び係員」を「及び所員」に改め、同表子育て相談課の項を次のように改める。

子育て相談課	ひとり親家庭支援係長及び係員	母子寡婦福祉資金、母子福祉生業資金及び母子福祉奨学資金の貸付回収金の収納
	相談係長及び係員	助産の実施及び母子保護の実施に係る徴収金の収納

別表第1 保健予防課の項を次のように改める。

保健予防課	課長を除く課員	所管に係る実費徴収金の収納
-------	---------	---------------

別表第2 債権整理課長の項中「及び下水道受益者負担金」を「、下水道受益者負担金及び農業集落排水事業分担金」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1（債権整理課に係る部分に限る。）及び別表第2の改

正規定は、平成23年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市会計規則第23条第1項の規定は、平成23年4月1日から適用する。

(平成23年7月28日揭示済)

奈良市あき地の適正管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成23年7月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第54号

奈良市あき地の適正管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市あき地の適正管理に関する条例(平成23年奈良市条例第24号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(勧告)

第2条 条例第4条の規定による勧告は、除草等勧告書(別記第1号様式)により行うものとする。

(措置命令)

第3条 条例第5条の措置命令は、除草等命令書(別記第2号様式)により行うものとする。

(戒告書及び代執行令書)

第4条 条例第6条第1項の規定による行政代執行は、戒告書(別記第3号様式)及び代執行令書(別記第4号様式)により行うものとする。

号 日

月

第 年

国

奈良市長

除草等勧告書

様

あなたが、所有(占有・管理)されている下記の土地は、奈良市あき地の適正管理に関する条例第2条第4号に規定する不良状態にありますので、同条例第4条の規定により、年 月 日までに、下記の措置を講ずるよう勧告します。

記

2 条例第6条第2項に規定する証票は、行政代執行責任者証(別記第5号様式)とする。

(立入調査員証)

第5条 条例第8条第2項に規定する立入調査員証は、別記第6号様式によるものとする。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

別記

第1号様式(第2条関係)

所在地	奈良市	
面積		m ²
勧告する措置		

本書と行き違いで措置されたときは、あしからずご了承願います。

第2号様式 (第3条関係)

第 年 月 日 号

様

奈良市長

印

除草等命令書

あなたが、所有（占有・管理）されている下記の土地は、奈良市あき地の適正管理に関する条例第2条第4号に規定する不良状態にありますので、同条例第5条の規定により、年 月 日までに、下記の措置を講ずるよう命令します。

なお、この命令を履行しない場合は、同条例第6条第1項の規定により、行政代執行することがありますので念のため申し添えます。

記

所在地	奈良市
面積	m ²
命令する措置	

本書と行き違いで措置されたときは、あしからずご了承願います。

第3号様式 (第4条関係)

第 年 月 日 号

様

奈良市長

印

戒告書

年 月 日までに除草等必要な措置を講ずるよう命令しましたが、いまだにその義務が履行されていません。

ついでに、年 月 日までに必ず下記の措置を講ずるよう、行政代執行（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定により戒告します。

なお、この指定期限までに義務を履行されないときは、同法第2条の規定により、代執行を実施し、これに要した費用を徴収します。

記

- 1 所在地 奈良市
- 2 履行義務

(注) 余白に、この処分についての不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第4号様式 (第4条関係)

第 年 月 日 号

様

奈良市長

印

代執行令書

年 月 日 付 第 号で、下記の土地について、
年 月 日までに除草等必要な措置を講ずるよう戒告しましたが、指定の期日
までに義務が履行されていないため、下記により代執行を行いますので、行政代執行
法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要する費用は、同法第2条の規定により、あなたから徴収します。

記

- 1 所在地 奈良市
- 2 代執行の内容
- 3 代執行の時期
- 4 執行責任者
- 5 代執行費用の概算による見積額

(注) 余白に、この処分についての不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟
の教示を記載する。

第5号様式 (第4条関係)

(表)

<div data-bbox="320 779 588 996" data-label="Image"></div>	<div data-bbox="272 479 304 701" data-label="Text"><p>行政代執行責任者証</p></div> <div data-bbox="365 501 397 560" data-label="Text"><p>所属</p></div> <div data-bbox="414 501 446 560" data-label="Text"><p>職名</p></div> <div data-bbox="464 501 496 560" data-label="Text"><p>氏名</p></div> <div data-bbox="512 456 544 560" data-label="Text"><p>生年月日</p></div> <div data-bbox="560 456 592 560" data-label="Text"><p>年 月 日</p></div> <div data-bbox="608 456 639 560" data-label="Text"><p>年 月 日</p></div> <div data-bbox="655 456 687 560" data-label="Text"><p>年 月 日</p></div> <div data-bbox="703 456 735 560" data-label="Text"><p>年 月 日</p></div>
<div data-bbox="632 165 713 1059" data-label="Text"><p>この者は、奈良市あき地の適正管理に関する条例第6条第2項に規定する執行責任者であることを証する。</p></div>	
<div data-bbox="775 551 807 651" data-label="Text"><p>奈良市長</p></div> <div data-bbox="775 262 807 297" data-label="Text"><p>印</p></div>	

(裏)

奈良市あき地の適正管理に関する条例 (抜粋)

(代執行)

第6条 前条の規定に従わない場合において、履行確保が困難であり、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認めるときは、市長は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら所有者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさせ、その費用を所有者から徴収することができる。

2 代執行を行う執行責任者は、本人であることを示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先
奈良市都市整備部都市計画室交通政策課
電話0742-34-1111代表
(平成23年7月21日揭示済)

奈良市告示第431号

指定介護機関	
名称	所在地
開設者	
名称	主たる事務所の所在地
居宅介護支援事業所リーベ	奈良県奈良市北之庄町736-1 奈良事務機本館1階
株式会社ai	奈良県奈良市大安寺一丁目17番13号

(平成23年7月22日揭示済)

奈良市告示第433号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成23年7月22日
奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号
平成23年3月11日 奈良市指令都整開 第10A-39号
平成23年6月29日 奈良市指令都整開 第10A-39-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成23年7月22日 第1266号
公共施設 平成23年7月22日 第561号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年7月22日
奈良市長 仲川元庸

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
平成23年7月22日

3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成23年7月22日揭示済)

奈良市告示第432号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成23年7月22日
奈良市長 仲川元庸

施設又は実施する事業の種類	指定年月日
居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成23年7月1日

奈良市中山町西二丁目1052番2の一部、1052番22の一部、1052番58、1054番1の一部、1054番2の一部、1055番1の一部及び1943番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
天理市西長柄町552番地
三興建設株式会社 代表取締役 川端 知子

5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市中山町西二丁目1052番2の一部、1052番58の一部、1054番1の一部、1055番1の一部及び1943番1の一部
(2) 下水道
奈良市中山町西二丁目1052番2の一部、1052番58の一部、1054番1の一部、1055番1の一部及び1943番1の一部
(3) 管路敷
奈良市中山町西二丁目1055番1の一部
(平成23年7月22日揭示済)

奈良市告示第434号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成23年7月25日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成23年7月20日
名称	主たる事務所の所在地		
菜の花居宅介護支援事業所	奈良県奈良市椿井町53-2	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成23年7月20日
NPO法人おちゃわんでーす	奈良県奈良市藤ノ木台一丁目8-28-101		

(平成23年7月25日揭示済)

(平成23年7月27日揭示済)

奈良市告示第435号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年7月26日

奈良市長 仲川元庸

	施術者氏名	指定施術機関		変更年月日
		名称	所在地	
旧	庄司 禎憲	あおぞら整骨院（庄司 禎憲）	奈良県奈良市西登美ヶ丘二丁目1-26	平成23年7月1日
新	庄司 禎憲	あおぞら整骨院（庄司 禎憲）	奈良県奈良市学園北一丁目14番5号モンテクトール学園前505号	

(平成23年7月26日揭示済)

奈良市告示第436号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年7月27日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成23年7月26日
- 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

奈良市告示第437号

奈良市ガバナンス監視委員会設置要綱を次のように定める。

平成23年7月27日

奈良市長 仲川元庸

奈良市ガバナンス監視委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市の機関の内部統制システム等について外部の視点で主として法的側面から審議又は調査を行い、本市の機関のガバナンスを強化し、確立するため、奈良市ガバナンス監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ガバナンス 法令等を遵守し、円滑に業務を進めるメカニズムを組織の中に確立することにより、自ら健全に統治することをいう。
- 内部統制システム 業務目的が公正かつ円滑に達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のあらゆる者によって遂行される工程のシステムをいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 本市の機関の内部統制システム等について報告を受けて審議を行い、意見を述べること。
- 委員会の意見具申又は報告を受けての市の取組について点検評価をすること。
- その他第1条の目的を達成するために必要な事項について調査し、市長に意見を具申し、又は報告すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員4人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- 公認会計士

(2) 弁護士
(3) 学識経験を有する者
(4) その他市長が適当と認める者
(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。
2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
(関係者の出席等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。
(意見の具申等)

第9条 委員会は、第3条第1号に掲げる事項に関し、報告の内容又は審議した事項について不適切な点若しくは改善すべき点があるときは、市長に対して意見の具申又は報告を行うものとする。
2 委員会は、前項の意見の具申若しくは報告又は第3条第3号の意見の具申若しくは報告を行った場合には、その内容を公表するものとする。
(庶務)

第10条 委員会の庶務は、ガバナンス推進課において処理する。
(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。
附 則
この告示は、平成23年8月9日から施行する。ただし、第7条第1項ただし書及び第10条の規定は、同年7月27日から施行する。
(平成23年7月27日揭示済)

奈良市告示第438号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。
平成23年7月28日
奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年7月28日
- 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成23年7月28日揭示済)

奈良市告示第439号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項の規定により、地域密着型サービス事業者を指定しましたので、同法第78条の11の規定により公示します。
平成23年7月29日
奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	主たる事務所の所在地	名称	
2990100097	奈良市押熊町2261	ミック登美ヶ丘 小規模多機能型サービス「はな」	奈良市押熊町2261	株式会社 ミック 代表取締役 石田 操	平成23年 8月1日

(平成23年7月29日揭示済)

奈良市告示第440号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。
なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。
平成23年7月29日
奈良市長 仲川元庸

- 平成23年6月24日 奈良市指令都整開 第11A-8号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成23年7月29日 第1267号
 - 3 開発区域に含まれる地域
奈良市法蓮町1514番96及び1514番98
 - 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市法蓮町1514番地の98
岡本 宏
(平成23年7月29日揭示済)

奈良市告示第441号

- 1 許可の年月日及び番号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年7月29日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
奥本 和佳		柔道整復	平成23年 7月22日
ほねつぎ もち いどの整骨院 (奥本 和佳)	奈良県奈良市光明院町14-2		

(平成23年7月29日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第10号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年7月28日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令
奈良市事務専決規程（平成14年奈良市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第4条総合政策部長の部分に次の1号を加える。

(3) 公債費の支出負担行為の決定

第4条総務部長の部分の第4号中「及び下水道受益者負担金」を「、下水道受益者負担金及び農業集落排水事業分担金」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年8月1日から施行する。

(平成23年7月28日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成23年7月29日

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 石 原 俊 彦
同 大 坪 宏 通
同 井 上 昌 弘

市民安全課

監査結果公表日 平成22年12月27日（奈良市監査委員告示第25号）

措置結果通知日 平成23年7月4日

【監査の結果】

奈良西地区防犯協議会事業補助金の交付申請書の添付書類として協議会から提出された前年度決算書では、補助金の使途が明確でなかった。前年度決算書は補助金交付決定のための重要な資料であり、詳細な内容が記載された書類を求められた。

【措置の内容】

奈良西地区防犯協議会事業補助金の交付執行に関する要項に基づき執行された経費の内訳は、要項に準じて科目の訂正をしました。また平成23年度奈良西地区防犯協議会補助金の添付書類は使途が明確に申請がありました。

(平成23年7月29日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第18号

平成23年8月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成23年7月25日

奈良市教育委員会

委員長 小 谷 勝 彦

1 日 時

平成23年8月9日（火）

午前9時30分から

2 場 所

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 会議に付すべき事件

議 事

議案第29号 平成24年度使用奈良市立高等学校並びに平成24～27年度使用奈良市立中学校教科用図書採択について

傍聴受付は、開催日の午前8時30分から午前9時20分までです。定員は50名で定員を超える場合は抽選を行います。

(平成23年7月25日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第11号

平成23年7月22日に開催した平成23年奈良市農業委員会7月定例総会において、次の者を奈良市農業委員会の会長に選任した。

平成23年7月25日

奈良市農業委員会 会長 大 西 崇 夫

会長 奈良市法蓮町654番地の1 大 西 崇 夫

(平成23年7月25日揭示済)

奈良市農業委員会告示第12号

平成23年7月22日に開催した平成23年奈良市農業委員会7月定例総会において、次の者を奈良市農業委員会の副会

長に選任した。

平成23年7月25日

奈良市農業委員長 大西崇夫

副会長	奈良市大和田町462番地	奥谷勝紀
	奈良市高樋町957番地	宮下明弘
	奈良市東鳴川町457番地	中北誠
	奈良市都祁馬場町587番地の2	橋詰昭美

(平成23年7月25日揭示済)

奈良市農業委員会告示第13号

平成23年7月22日に開催した奈良市農業委員会互選会において、奈良市農業委員会の農地部会及び農政部会の部会委員に次の者が互選されたので、奈良市農業委員会互選規程(昭和32年奈良市農業委員会告示第6号)第16条の規定により公告します。

平成23年7月25日

奈良市農業委員長 大西崇夫

農地部会委員

奈良市南京終町四丁目232番地の1	萩原征二
奈良市大安寺七丁目16番13号	米田忠
奈良市西ノ京町189番地	龍村行男
奈良市歌姫町1379番地	吉村元志
奈良市菅原町517番地	吉松道雄
奈良市三碓四丁目3番2号	大畑稔
奈良市神殿町321番地	林宇平治
奈良市今市町333番地	岡田善至
奈良市中畑町401番地	巽一孝
奈良市水間町1324番地	辻博司
奈良市阪原町1725番地	中田清文
奈良市狭川東町175番地	岡田嘉文
奈良市都祁南之庄町549番地	山口弘
奈良市都祁白石町865番地	城岡善實
奈良市都祁馬場町587番地の2	橋詰昭美
奈良市四条大路二丁目3番65号	森田達司
奈良市杏町76番地の1	中西吉日出
奈良市五条一丁目15番33号	西本守直

農政部会委員

奈良市奈良阪町2308番地	息田昌次
奈良市法蓮町654番地の1	大西崇夫
奈良市四条大路四丁目5番2号	吉川隆男
奈良市押熊町125番地	中村成男
奈良市大和田町462番地	奥谷勝紀
奈良市東九条町516番地の1	小堀嘉辰
奈良市古市町432番地の1	高西保徳
奈良市高樋町957番地	宮下明弘
奈良市日笠町648番地	中尾義永
奈良市柳生町67番地	萩田精吾
奈良市大慈仙町459番地	大西衛
奈良市東鳴川町457番地	中北誠
奈良市月ヶ瀬桃香野4461番地	久保田清隆
奈良市都祁吐山町3197番地	杉本廣二

奈良市小倉町276番地	尾ノ井邦彦
奈良市大柳生町3018番地	大石本保
奈良市田中町256番地	山澤誠一
奈良市東九条町202番地の61	山中益敏
奈良市古市町1247番地の3	藤本孝幸

(平成23年7月25日揭示済)

奈良市農業委員会告示第14号

平成23年7月22日に開催した平成23年奈良市農業委員会7月定例総会において、次の者を奈良市農業委員会の農地部会長及び農政部会長に選任した。

平成23年7月25日

奈良市農業委員長 大西崇夫

農地部会長	奈良市歌姫町1379番地	吉村元志
農政部会長	奈良市大慈仙町459番地	大西衛

(平成23年7月25日揭示済)

奈良市農業委員会告示第15号

平成23年7月22日に開催した平成23年奈良市農業委員会7月定例総会において、次の者を奈良市農業委員会の農地副部会長及び農政副部会長に選任した。

平成23年7月25日

奈良市農業委員長 大西崇夫

農地副部会長	奈良市今市町333番地	岡田善至
農政副部会長	奈良市月ヶ瀬桃香野4461番地	久保田清隆

(平成23年7月25日揭示済)

災害対策本部

奈良市災害対策本部告示第2号

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年7月28日

奈良市災害対策本部長
仲川元庸

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示

奈良市災害対策本部規程(平成22年奈良市災害対策本部告示第2号)の一部を次のように改める。

第7条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、本部長が指名する職員は、本部長が命じる班に属するものとする。

別表第2 本部事務局の項中「人事課」を「人事課
ガバナンス推進課」に改め、同表基盤対策部の項中「副部長 都市整備部長」を「副部長 都市整備部長
副部長 都市整備部理事(兼)建設部理事」に改め、同表環境対策部の項中「副部長 会計管理者
部長付 環境部次長」

「副部長 環境部次長」に改め、同表避難所支援部の項中
「副部長 議会事務局長」を「副部長 議会事務局長
副部長 会計管理者」に
改める。

附 則

この告示は、平成23年7月28日から施行し、この告示に
平成23年6月20日付け奈良市公報号外第12号

よる改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同月1日
から適用する。

(平成23年7月28日揭示済)

正 誤

ページ	段	行	誤	正
2	右	下から 2	「子どもの」に	「子どもの」に、「乳幼児 との続柄」を「子ども との続柄」 に
4	左	下から 2	奈良市母子家庭医療費受給資格証交 付（更新）等申請書	奈良市母子医療費受給資格証交付（更新）等申請 書

平成23年10月1日付け奈良市公報第273号

ページ	段	行	誤	正
7	右	下から 3	「保育料減免申請書（別記第6号様 式）」の次に「に市長が必要と認め る書類を添えて」を加える	「保育料減免申請書（別記第6号様式）を」を 「保育料減免申請書（別記第6号様式）に市長が 必要と認める書類を添えて」に改める

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。